

議第40号

京都市医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例

京都市医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 3 法第21条第2項の規定に基づき条例で定める療養病床を有する診療所の人員及び施設の基準は、規則第21条の2第2項及び第3項並びに第21条の4に定める基準とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

療養病床を有する診療所の人員及び施設の基準を定める必要があるので提案する。